

## 選挙立会人について

選挙立会人は、候補者の利益代表と一般選挙人の公益代表という二つの性格を併せ持っています。この二つの立場から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することをその任務としています。

### 1 選挙立会人の主な仕事

- (1) 送致された投票箱やカギに異常がないか点検する
- (2) 投票箱を開けるとき、これに立ち会う
- (3) 仮投票、代理投票の仮投票及び投票管理者による不受理の決定について意見を述べること
- (4) 投票の効力を決定し決定票の有効、無効の欄に押印し、必要があれば意見を述べること。なお、最終的な決定権は開票管理者にあります。
- (5) 完全有効投票及び無効投票は一括点検方式にて決定します。有効投票を確認の上、一括点検有効決定票に押印します。また、無効投票を確認の上、一括点検無効決定票に押印をします。
- (6) 点検済の投票用紙を保管箱に入れた後、これに開票管理者とともに封印すること
- (7) 開票録に署名すること

### 2 選挙立会人の心構え

- (1) 定刻（午後8時00分）に遅れずに参会すること
- (2) やむをえず参会できないときは、速やかに選挙長（又は選管事務局）に連絡すること
- (3) 印鑑と選任通知書を忘れずに持参すること
- (4) 離籍するときは開票管理者に連絡すること
- (5) 投票の効力に関し自己の意見を述べること。ただし、最終的な決定権は開票管理者にあるため、開票管理者の決定したことについては従わなければなりません
- (6) 意見は簡潔明瞭に述べること
- (7) 場内をむやみに歩き回り、運動員などと連絡を取り合うなどの行為は慎むこと
- (8) 口座振込依頼書及びマイナンバーカード提供の用紙もご持参お願いします。